

平成30年度 市税改正のあらまし

平成30年度地方税法等の主な改正

個人住民税 (平成33年度課税分から)

○給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替

給与所得控除・公的年金等の控除額を一律10万円引き下げ、基礎控除の控除額を同額引き上げます。

給与所得控除・公的年金等控除	10万円
基礎控除	+10万円 (控除額:現行33万円 43万円)

○給与所得控除の見直し

- ・給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額を、1,000万円から850万円に引き下げます。
- ・給与所得控除の上限額を220万円から195万円に引き下げます。
- ・給与収入850万円超の方は増税となりますが、子育てや介護に対する配慮から、23歳未満の扶養親族や特別障害者である扶養親族がいる場合などは、負担増が生じないようにします。

公的年金等控除の見直し

- ・公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合の控除額に、195万5千円の上限を設けます。
- ・公的年金等以外の所得が1,000万円を超える場合の公的年金等控除額を、上記よりさらに一律10万円、2,000万円を超える場合は一律20万円を引き下げます。

基礎控除の見直し

個人の基礎控除について、合計所得金額が2,400万円を超えると控除額が逡減を開始し、2,500万円を超えると基礎控除の適用がなくなる仕組みを設けます。

市たばこ税

(平成30年度課税分から)

○紙巻たばこの税率の引き上げ

国及び地方のたばこ税の税率を、3段階に分けて、1本当たり3円(1箱当たり60円)引き上げます。

(1,000本当たりの金額)

	現 行	引き上げスケジュール		
		H30.10.1	H32.10.1	H33.10.1
地方のたばこ税	6,122円	6,622円	7,122円	7,622円
県たばこ税	860円	930円	1,000円	1,070円
市たばこ税	5,262円	5,692円	6,122円	6,552円
国のたばこ税	6,122円	6,622円	7,122円	7,622円

加熱式たばこの課税方式の見直し

加熱式たばこについて、課税区分を新設した上で、製品特性を踏まえた課税方式に見直します。(平成30年10月1日から5年間で段階的に移行)